

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年9月20日（平成28年（行情）諮問第591号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行情）答申第751号）

事件名：特定橋桁落下災害報告（特定日災害発生）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定市の特定高速道路で工事中の橋桁が特定道路に落下した事故について報告を受けた内容と、国の対応がわかるもの（決裁文書等を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が理由の提示に違法があるとしていることに対し、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の趣旨

本件審査請求人の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が、平成28年5月19日付け厚生労働省発基安0519第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

厚生労働大臣の取消裁決は関係行政庁を拘束し、厚生労働大臣も裁決の趣旨に従い、開示決定通知に十分に理由を付記することが義務付けられる。しかしながら、厚生労働大臣の平成28年5月19日付けの開示の決定の理由には、法5条1号及び2号の条文をほぼそのまま引用しているにとどまり、法5条1号及び2号に該当すると判断した具体的理由についても示されておらず、理由付記として十分とはいえない。厚生労働大臣の平成28年5月19日付けの開示の決定は取り消されるべきである。

（2）意見書

ア 審査会 平成27年度（行情）答申第251号（平成27年7月30日）では、以下の判断を示し、処分を取り消すべきとする答申を行っている。

(1) 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示情報のいずれに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならず、当該行政文書及び不開示箇所を特定できる記載がなければ、その種類、性質等が分からず、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。

(5) 上記(1)で述べた理由の提示の趣旨を踏まえると、変更後の理由の提示の内容いかんにかかわらず、そもそも不服申立て後の段階で原処分における理由を諮問庁が変更しても、原処分における理由の提示の不備が遡って治癒されるものではない。

イ 本件処分の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」には、不開示箇所を特定できる記載が全くない。また、理由も、不開示情報該当条項と当該条項に係る条文をほぼそのまま引用しているにとどまる。本件処分は理由付記に不備があり、行政手続法8条に違反する処分である。審査会が上記答申で判断しているとおり、不服申立て後の段階で原処分における理由を諮問庁が変更しても、原処分における理由の提示の不備が遡って治癒されるものではない。

ウ したがって、本件処分を取り消すのが、諮問庁の正しい対応と考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求人」という。）が、平成28年4月22日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき「特定市の特定高速道路で橋桁が落下した事故について報告を受けた内容と、国の対応がわかるもの（決裁文書等を含む。）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が平成28年5月19日付け厚生労働省発基安0519第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求人はこれを不服として、平成28年6月20日付け（同月21日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分については、その一部を新たに開示し

た上で、その余の部分については、法5条1号及び2号イに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書として、「特定橋桁落下災害報告（平成28年特定日発生）」を特定した。

当該文書は、平成28年1月1日付け基安安発0101第2号、基安労発0101第2号、基安化発0101第2号に基づき、平成28年4月22日に発生した特定災害について、行政上注目すべき災害として厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課あて、兵庫労働局から報告のあったものである。

当該報告は、都道府県労働局と本省で連携して迅速な対応をすることを目的とし、事案の発生日時、発生場所及び被災状況の概要、対応状況等について連絡することとしているものである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書の③ないし⑤の不開示部分には、本件災害に係る被災者氏名等、特定個人を識別することができる情報が記載されており、これらの情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書の①の不開示部分には、本件災害に係る特定事業場の住所に関する情報が記載されている。これらを公にすることは、当該特定事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした対象文書の②については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求書の中で、「理由付記として十分とはいえない。」旨主張するが、原処分で開示された情報から、不開示箇所にもどのような種類、性質の情報が記載されているかは自ずと明らかであり、これにより不開示箇所が法5条各号のいずれに該当するかは原処分で提示された理由により請求人において了知し得ることから、原処分における理由の提示は、行政手続法8条の理由の提示の要件を満たすものであり、処分を取り消す

ほどの瑕疵を構成するものではない。

5 結論

以上のとおり、本件対象行政文書については、原処分の一部を変更し、上記3（3）に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法第5条1号及び2号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月14日 審議
- ④ 同年11月1日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年2月14日 審議
- ⑥ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定市の特定高速道路で工事中の橋桁が特定道路に落下した事故について報告を受けた内容と、国の対応がわかるもの（決裁文書等を含む。）」であり、処分庁は、別表の1に掲げる文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分は法5条1号及び2号に該当する理由の提示は十分とはいえず、行政手続法8条に違反する処分であるとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、原処分における理由の提示は、行政手続法8条の理由の提示の要件を満たすものであり、処分を取り消すほどの瑕疵を構成するものではない、また、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、その余の部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、原処分における理由の提示の妥当性について、以下検討する。

2 理由の提示の妥当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）の4において、原処分で開示された情報から、不開示箇所になどのような種類、性質の情報が記載されているかは自ずと明らかであり、これにより不開示箇所が法5条各号のいずれに該当するかは原処分で提示された理由により審査請求人において了知し得ることから、原処分における理由の提示は、行政手続法8条の理由の提示の要件を満たすものであり、処分を取り消すほどの瑕疵を構成するものではないと説明する。

(2) 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示情報のいずれに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならず、当該行政文書及び不開示箇所を特定できる記載がなければ、その種類、性質等が分からず、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。

(3) 当審査会において、原処分に係る行政文書開示決定通知書を確認したところ、「1 開示する行政文書の名称」欄には、「特定橋桁落下災害報告（平成28年特定月日発生）」と本件対象文書の名称が記載されており、「2 不開示とした部分とその理由」欄の記載は以下のとおりである。

ア 上記に掲げる行政文書には、公にすることにより、特定の個人が識別されるおそれのある情報が記載されており、法5条1号本文に該当し、かつ同号イないしハのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

イ 当該文書には、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、法5条2号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

(4) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、「被災者情報」の表のうち「氏名」、「性別」及び「年齢」という項目名並びに「現場事務所」及び「労働保険番号」という項目名は、いずれも原処分で既に開示されており、不開示とされているのは、これらの項目に応じて具体的に記載された情報、すなわち被災者の氏名、性別及び年齢並びに現場事務所に関する情報及び労働保険番号であることが認められる。

そうすると、不開示とされた部分は、原処分が開示されているそれぞれの項目名から、個人に関する情報又は法人に関する情報であることは明らかであるので、氏名などの個人に関する情報の不開示部分は法5条1号に該当し、事業場に関する情報の不開示部分が同条2号イに該当するとされていることの理由は、開示請求者において了知し得るものでないとは認められない。

本来、開示実施文書と照合せずとも、原処分の開示決定通知書において提示された理由の記載から、不開示部分とその不開示の理由が明確で

あることが望ましいことはいうまでもないが、本件については、上記の事情から、理由の提示が違法であるとまでは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が理由の提示に違法があるとしていることに対し、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書名	2 該当箇所		3 不開示情報 (法5条該当号)	
			1号	2号イ
特定橋桁落下 災害報告	①	現場事務所		○
	②	労働保険番号	新たに開示	
	③	氏名	○	
	④	性別	○	
	⑤	年齢	○	